

経済産業省

20260318保局第1号
令和8年3月31日

各都道府県知事 殿（各通）

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

産業保安・安全法令における旧氏使用について（通達）

標記について、旧氏使用の拡大推進やその周知については既に政府全体で様々な取組を進めているところ、今般、高市内閣総理大臣から以下（参考）のとおり答弁があった。

これを踏まえ、産業保安・安全グループが所掌する別記第2に掲げる法律及び当該法律に基づく政省令等（以下「産業保安・安全法令」という。）の規定に基づく申請・届出、交付等における旧氏の記載等の運用について、下記のとおり取り扱うこととしたので、了知の上、よろしく取り計らわれない。

（参考）

高市内閣総理大臣による衆・本会議 藤田文武議員（維新）への答弁（令和7年11月4日）

「私自身も、総務大臣在任中は、総務省単独で措置できる手続等につき、1,142件を旧氏や併記で対応できるようにしました。全ての省庁、地方公共団体、公私の団体、事業者において同様の取組を行えば、婚姻による氏の変更により社会生活で不便や不利益を感じる方を減らせると考えています。」

記

1 産業保安・安全法令の規定に基づく申請・届出、交付等に係る氏名欄の旧氏記載について

申請者等が、申請・届出、交付等を行おうとする際に、旧氏記載を希望する場合は、これを認める。

なお、法人の代表者名や鉱山保安法（昭和24年法律第70号）における鉱業権者名と

いった、登記情報等の公的な証明書類に依拠する事項については、当該書類の情報と一致している必要があるので留意願いたい。

2 旧氏の確認

上記1により対応を行う手続について、産業保安・安全法令又は各機関の運用において氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧氏を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類を提出させること。

附 則

本通達は、令和8年3月31日から施行する。

別記第 2

- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）
- ・ 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）
- ・ 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和 54 年法律第 33 号）
- ・ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 37 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- ・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和 45 年法律第 96 号）
- ・ 消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）
- ・ 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
- ・ 家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）
- ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 65 号）
- ・ 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
- ・ 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）
- ・ 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和 48 年法律第 26 号）
- ・ 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）
- ・ 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和 53 年法律第 81 号）
- ・ 深海底鉱業暫定措置法（昭和 57 年法律第 64 号）